

建福共第 5-51 号

令和 5 年 9 月 4 日

一般社団法人 全国建設業協会

会長 奥村 太加典 殿

公益財団法人 建設業福祉共済団

理事長 茂木 繁



『建設共済保険（法定外労災補償）加入促進月間』実施について（お願い）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当団の事業運営につきましては、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当団では、建設業に従事する労働者などの福祉の増進等を図る一環として建設共済保険の一層の普及を図るため、10月1日から11月30日までの2ヶ月間を建設共済保険加入促進月間とし、各種PR活動を強化して参ります。

建設共済保険は、被災者等に対する追加的補償を行う「被災者補償保険金」と労働災害の再発防止の費用等労働災害に起因する企業の諸費用を補償する「諸費用補償保険金」で構成される法定外労災補償制度であり、併せて実施している「育英奨学事業」からは、被災者の子供に対する育英奨学生（業務上及び通勤災害により死亡、障害・傷病1～3級に該当した者の子を対象）も給付されます。

また、令和4年度からは毎年の保険事業の決算において、経常収支に発生した剰余金を保険契約者へ還元する「契約者割戻金制度」を導入し、第1回の契約者割戻金の支払い（令和4年度契約者割戻率20.53%）を本年9月下旬に予定しており、掛金負担の軽減が図られる等より充実した内容になっております。

今年度も各都道府県建設業協会の協力を得て、貴協会会員の皆様の加入率の引き上げ等を目指すとともに、一昨年10月の制度改正により保険金区分合計5,000万円を新たに設けたことから、既にご加入いただいている契約者はもとより、未加入の会員企業に対しましても保険金区分の「1,000万円プラス運動」を提唱しながら加入促進活動を開いて参りたいと存じます。

つきましては、この加入促進月間の実施に当たり、建設共済保険の趣旨の徹底並びに加入促進につきまして、各都道府県建設業協会の格別のご協力が得られますよう特段のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。